

議案第74号

大田原市下水道条例及び大田原市農業集落排水施設の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市下水道条例及び大田原市農業集落排水施設の管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市下水道条例及び大田原市農業集落排水施設の管理等に関する条例の一部を改正する条例
(大田原市下水道条例の一部改正)

第1条 大田原市下水道条例(昭和57年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次_____に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が<u>特別な理由があると認める</u>場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び<u>同表の右欄</u>に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、<u>次の各号</u>に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が<u>特別な理由があると認め</u>た場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び_____右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。</p>

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
(略)		

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別な理由があると認める場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び同表の右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。

排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
(略)		

2 (略)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次_____に定めるところによらなければならない。

(1)~(3) (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 (略)

2 管理者は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
(略)		

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別に理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
(略)		

2 (略)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)~(3) (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 (略)

2 管理者は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し

、検査済証を交付するものとする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 (略)

2 (略)

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質)より緩かな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(排除の停止又は制限)

第12条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除の停止又は制限をすることができる。

(1)~(3) (略)

(その他の届出)

第15条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)~(3) (略)

(使用料)

第16条 使用者は、次の区分により算出した合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税

、検査済証を交付するものとする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 (略)

2 (略)

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質)より緩かな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(排除の停止又は制限)

第12条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除の停止又は制限をすることができる。

(1)~(3) (略)

(その他の届出)

第15条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号の1に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)~(3) (略)

(使用料)

第16条 使用者は、次の区分により算出した合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税

の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を当該合計額に加えた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料として納付しなければならない。

種別	基本使用料（1月につき）		従量使用料	
	_____	金額	汚水量	金額（1 m ³ につき）
一般用	_____	1, 25 0円	10 m ³ まで	22円
			10 m ³ を超え 30 m ³ まで	145円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	155円
			50 m ³ を超え るもの	160円
			_____	_____
湯屋用	_____	19, 0 00円	300 m ³ を超えるもの	65円
臨時用	1 m ³ につき	160円		

（汚水量の認定）

の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を当該合計額に加えた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料として納付しなければならない。

種別	基本料金（1箇月につき）		超過金額	
	汚水量	金額	汚水量	金額（1 m ³ につき）
一般用	10 m ³ まで	1, 25 0円	_____	_____
			10 m ³ を超え 30 m ³ まで	125円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	135円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	145円
			100 m ³ を超えるもの	155円
湯屋用	300 m ³ まで	17, 0 00円	300 m ³ を超えるもの	55円
臨時用	1 m ³ につき	145円		

（汚水量の認定）

第17条 使用者が排除した汚水量の認定は、次_____に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第13条の_____届出をしないで公共下水道を使用した者に係る使用水量については、管理者が認定する。

(計量装置)

第19条 (略)

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置を毀損し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額により、これを賠償しなければならない。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開した場合の基本使用料は、次_____に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内_____
_____の場合は、_____2分の1の金額とする。

(2) 使用日数が15日を_____
_____を超える場合は、1月分として算定した金額とする。

2 (略)

(概算使用料の前納)

第22条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度、管理

第17条 使用者が排除した汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第13条の規定による届出をしないで公共下水道を使用した者に係る使用水量については、管理者が認定する。

(計量装置)

第19条 (略)

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額により、これを賠償しなければならない。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開した場合の使用料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内で、かつ、汚水排水量が基本汚水量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1の金額とする。

(2) 使用日数が15日を超え、又は汚水排水量が基本汚水量の2分の1を超える場合は、1月分として算定した金額とする。

2 (略)

(概算使用料の前納)

第22条 公共下水道を臨時に使用する者は、そのつど管理者

者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者が前納させる必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき又は管理者が必要と認めるときに行うものとする。

(手数料)

第24条 (略)

2 (略)

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(行為の許可)

第25条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、次_____に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用料の徴収)

第28条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次_____に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)~(3) (略)

2 (略)

(原状回復)

第30条 第27条の規定による占用の許可を受けた者は、そ

が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者が前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、又は管理者が必要と認めたときに行うものとする。

(手数料)

第24条 (略)

2 (略)

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(行為の許可)

第25条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用料の徴収)

第28条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)~(3) (略)

2 (略)

(原状回復)

第30条 第27条の規定による占用の許可を受けた者は、そ

の許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状回復を適当でないと認めるときは、この限りでない。

(代理人及び管理人)

第37条 排水設備等の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者が必要であると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、若しくは共用するとき又は管理者が必要であると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を定め、管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前項の管理人を適当でないと認めるときは、変更させることができる。

(過料)

第40条 市長は、次_____に掲げる者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1)~(11) (略)

の許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状回復を不適當と認めたときは、この限りでない。

(代理人及び管理人)

第37条 排水設備等の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者が必要であると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、若しくは共用するとき、又は管理者が必要であると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を定め、管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前項の管理人を不適當と認めたときは、変更させることができる。

(過料)

第40条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1)~(11) (略)

(大田原市農業集落排水施設の管理等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市農業集落排水施設の管理等に関する条例(平成5年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(汚水量の認定)	(汚水量の認定)

第4条 使用者が排出した汚水量の認定は、次_____に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用して使用した場合の使用水量は、前号の使用水量の2分の1とし、その使用水量に水道水の使用水量を加算した量を当該併用の場合の全使用水量とする。

(4) 大口使用者は、個々に営業の種類、用途、人員その他事実を考慮して管理者が認定する。

(使用料)

第5条 処理施設の使用料については、大田原市下水道条例（昭和57年条例第16号。以下「下水道条例」という。）第16条の規定を準用する。

(削る)

第4条 使用者が排出した汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 水道水及び水道水以外の水を併用して使用した場合の使用水量は、前号の使用水量の2分の1とし、その使用水量に水道水の使用水量を加算した量が、当該併用の場合の全使用水量とする。

(4) 大口使用者は、個々に営業の種類、用途、人員、その他を考慮して管理者が認定する。

(使用料)

第5条 使用者は、次の区分により算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を当該合計額に加えた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料として納付しなければならない。

<u>基本料金（1箇月につき）</u>		<u>超過料金</u>	
<u>汚水量</u>	<u>金額</u>	<u>汚水量</u>	<u>金額（1m³につき）</u>
<u>1.0m³まで</u>	<u>1, 250円</u>	<u>1.0m³を超え3.0m³まで</u>	<u>125円</u>
		<u>3.0m³を超え5.0m³まで</u>	<u>135円</u>

(使用料の減免)

第7条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(準用)

第9条 _____この条例に定めがない事項については、下水道条例の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して下水道又は農業集落排水を使用している者に係る使用料であって、施行日以後初めての使用料の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

		50m ³ を超え100m ³ まで	145円
		100m ³ を超えるもの	155円

(使用料の減免)

第7条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(この条例に定めがない事項)

第9条 大田原市農業集落排水事業に関し、この条例に定めがない事項については、大田原市公共下水道の例による。